

安保法制違憲訴訟 読書会 準備書面3

2018/3/13@東京ボランティア・市民活動センター

小川 展寛@千葉県船橋市在住

この訴訟のゴール

安保法制が違憲である判決を勝ち取ること

しかし現実には

安保法制が違憲であると言うこと
を直接裁く法律がない

従って、国の行為によって権利の侵害を受けていて、その侵害を認めさせる過程で違憲かどうか裁判所に判断してもらおう手法をとる。

たぶん、ここは弁護士の先生のすごく、テクニカルな部分なのだと思う。

何を根拠に法廷で闘うか

- 国家賠償法

「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」

- 差止め請求権

ある者が現に違法または不当な行為を行っている場合や行うおそれがある場合において、当該行為をやめるよう請求(差止請求)する権利

By wikipedia

- 安保法制によって、権利が侵害されて損害を受けていることを、裁判所に認めてもらわないと、本丸である、安保法制が違憲か合憲かという、本丸の争いまでたどり着かない。。。

たぶん今は権利の侵害の立証の過程であると思われます

- まだ、本丸にまでたどり着いていないが、権利が侵害されて損害を受けていると認められないと、次には絶対にいけない。
- 今、重要なのは、権利が侵害されていることを立証すること。
- じゃあ、安保法制の制定によってなんの権利が侵害されているのか。

安保法制によって何の権利が侵害されているのか

- 平和的生存権

字の通り、平和に生きる権利だろう。当然。

- 人格権

これは自分の解釈だと、平穏に生きる権利

- 憲法改正・決定権

本来、憲法は国民が最終的に改正、決定できる権利があるのに、安倍内閣によって勝手に解釈改憲してしまった。

国の反論（権利の侵害に対して）

漠然とした不安感を抱いたという域
を超えるものではない。

→権利なんて侵害されていない。

国の反論(安保法制の違憲合憲)

- そもそも、権利が侵害されていないのだから、認否する必要すらない。

- なので、漠然とした不安でなく、しっかりとした権利侵害があることを立証しなければ、話は全く進まない。違憲合憲の判断すらされない。

- その具体的被害の事例として準備書面3がある。

- そして、原告それぞれが、権利侵害されていることを示さなくてはいけないので、意見陳述書の提出は
すごく重要

では、どんな権利の侵害を受けているのか

- 直接の戦争被害者
- 子ども・孫をもつもの
- 海外での運輸業に携わるもの
- 信念や生き方を害された人
- テロの恐怖におびえる人（基地周辺者）

戦争体験者

- 東京大空襲、原爆、シベリア抑留など、過酷でつらい体験
- 人生においてトラウマになっている
- つらい経験も平和憲法が心を支えてくれた
- 安保法制は過去の心の傷をえぐり返すようなつらい思いをさせられる。

→人格権の侵害

子どもや孫を持つひと

- 原発事故以来、政府の言うことは信じられない。
- 沖縄で若い機動隊員による暴力的な取締り。
- 子どもを戦地に送りたくない
- 大切な国をおかしくしたくない

→ 平和的生存権、人格権

海外で運輸業務に携わる人

- 憲法9条があるから安全に外洋航路の運行ができた
- 外洋船舶が有事に軍用に徴用されてしまう。現実には準備されている
- 憲法9条があるから飛行機もテロに狙われない
- パイロットの自衛官も訓練の事故死は考えられても、戦死は考えられなかった。

→平和的生存権、人格権

信念や生き方を害された人

- 軍国少年として生き、戦後平和憲法で人格形成された
- 平和のための教科書のために人生を捧げてきた
- 日本が侵略した場所に取材に行ったジャーナリスト。平和憲法のおかげで現地との信頼関係があった。
- ずっと平和憲法を教えてきた中学校教員
- 平和憲法の研究をしてきて、勝手に解釈を変えられてしまった。
- 子どもの頃から平和運動に頑張ってきた若者
- 平和憲法があることで、東南アジアとの絆のある宗教者

→人格権の侵害

テロに怯える人

- 横須賀には原子力空母があつて、かつてアメリカは有事の際にはいつでもテロに警戒するほどであった。法制によって常時テロの危険をうけるようになる。原子力空母にテロが発生したら、関東は壊滅
- 原子力技術者・原発はテロに弱くて、テロによって簡単に破壊されてしまう。不安で仕方ない。

→人格権の侵害

ちよつと脱線

- ほんとうに漠然とした不安なんだろうか。。。
- 身近で起きた船橋駅前の事件で考える

共謀罪は変な解釈で大衆を取り締まらない かとさんざん国会でもめた

- 拡大解釈されて治安維持法になりかねないか
- これは、みんな心配

船橋駅前で脱原発の街頭宣伝をしてたら

- 船橋市職員が「客引き条例」を拡大解釈して、宣伝を取り締まろうとした。
- そもそも、この条例、自民党系市議の発議！？
- この事件を受け、市役所に抗議

抗議してもさらに

- また別の日に今度は、道路占有許可について船橋市職員が出てきた。こんどは警察までつれて。
- こんなもの、漠然たる不安ではなくて、現実には起こりはじめているのではないか。

なんかこの辺から、意見陳述書に追加できないか。